

令和元年 11月21日

令和元年 第1回
組合議会（臨時会）会議録

令和元年11月21日(木)南河内環境事業組合議会第1回臨時会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	村	井	浩	二	君	
2	番	議	員	駄	場	中	大	介	君
3	番	議	員	三	島	克	則	君	
4	番	議	員	奥	村		亮	君	
5	番	議	員	浦	尾	雅	文	君	
6	番	議	員	北		好	雄	君	
7	番	議	員	松	尾		巧	君	
8	番	議	員	西	川		宏	君	
10	番	議	員	辰	巳	真	司	君	
11	番	議	員	遠	藤	智	子	君	
12	番	議	員	京	谷	精	久	君	
13	番	議	員	浅	岡	幸	晴	君	
14	番	議	員	田	村		陽	君	

欠席議員

9	番	議	員	吉	年	千	寿	子	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	吉	村	善	美	君		
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明	君
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人	君
副	管	理	者	河	南	町	長			武	田	勝	玄	君
副	管	理	者	太	子	町	長			浅	野	克	己	君
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	松	本	昌	親	君
副	管	理	者	副	市	長				置	田	保	巳	君
監	査	委	員							奥	田	隆	一	君
監	査	委	員							清	井		浩	君

事務局	局長	浅川 浩 君
事務局	理事兼第1清掃工場長	山本 典生 君
事務局	次長兼第2清掃工場長	松本 隆 君
事務局	次長代理兼総務企画課長	西尾 順治 君
	(会計管理者)	
事務局	資源再生センター所長	道旗 幸司 君
書記	総務企画課主幹	辻 彰 君

議事日程は、次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	承認 第1号	南河内環境事業組合行政財産使用料 条例の一部を改正する条例の制定に ついての専決処分につき承認を求め ることについて
日程第4	議案 第3号	地方公務員法及び地方自治法の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定につい て
日程第5	議案 第4号	成年被後見人等の権利の制限に係る 措置の適正化等を図るための関係法 律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定 について
日程第6	議案 第5号	南河内環境事業組合会計年度任用職 員の給与等に関する条例の制定につ いて

- 日程第 7 監査報告 第 2 号 例月出納検査の結果報告について
(令和元年度 7 月・8 月・9 月分)
- 日程第 8 許 可 第 1 号 組合議会議長の辞職許可について
(追加日程) 選 挙 第 2 号 組合議会議長の選挙について
(追加日程) 許 可 第 2 号 組合議会副議長の辞職許可について
(追加日程) 選 挙 第 3 号 組合議会副議長の選挙について
- 日程第 9 同 意 案 第 3 号 南河内環境事業組合監査委員の選任
につき同意を求めることについて

(開会 午後 2 時 1 5 分)

議長 (三島克則君)

それではお待たせを致しました。

本日は、臨時会を招集されましたところ、議員の皆様にはご多用のところ、ご出席を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和元年第 1 回南河内環境事業組合議会臨時会を開会致します。

ただいまの出席議員は、13名で、定足数に達しております。

それでは、議事に入ります前に、管理者よりご挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者 (吉村善美君)

それでは、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第 1 回南河内環境事業組合議会臨時会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様方には、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、本組合の運営につきましては、日ごろからご理解とご協力を賜わりまして、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日ご提案申し上げます案件でございますが、条例案件が 4 件、監査報告と致しまして、例月出納検査の結果報告が 1 件、監査委員の選任が 1 件の計 6 件となっております。

各案件につきましては、後ほど提案のご説明を申し上げますので、よろしくご審議を頂きまして、原案どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今議会では、議会の役員選出が予定されておりますが、円滑な議会運営のために、よろしくお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせて頂きます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（三島克則君）

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてでございますが、本件は、会議規則第81条の規定により、議長において指名致します。4番議席の奥村亮議員、5番議席の浦尾雅文議員の両議員にお願い致します。

続きまして、日程第2、会期の決定についてお諮り致します。

会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定致しました。

次に、日程第3、承認第1号から、日程第6、議案第5号の4件につきましては、いずれも条例案件でございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号から議案第5号は、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま一括上程されました4件につきまして、それぞれ提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

はじめに、議案書 1 頁をお願い致します。承認第 1 号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、令和元年 10 月 1 日より消費税率 8 % から 10 % への改正に伴い、消費税法上非課税となるものを除き、組合が事業者として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け及び役務の提供については、課税対象となることから、組合行政財産の使用料へ転嫁するための適切な措置を講ずるため改正を行うものでございます。なお、管理市であります富田林市におかれましては、国の通知を踏まえ、関係条例を改正されましたので、本組合も同様に取り扱い致したく、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、9 月 6 日付で専決処分させて頂きましたので、同条第 3 項の規定に基づき、本日ここにご報告申し上げます、ご承認を求めるものでございます。

次に、その内容でございますが、議案書の 2 頁をお願い致します。条例第 2 条において規定する使用料の算出基礎となる年額に月額を加えるとともに、別表第 4 号中、自動販売機設置について、年額 1 台につき 12,000 円を 12,220 円に、同表第 5 号中、自動車駐車場の使用として、1 台につき年額 36,000 円を月額 3,050 円に、同表第 6 号中、現金自動預払機設置について、年額 24,000 円を 24,440 円に、それぞれ改めるものでございます。

なお、附則と致しまして、第 1 条は、この条例の施行日を令和元年 10 月 1 日とし、また、第 2 条は、使用料に関する経過措置を定めるものでございます。

承認第 1 号は、以上でございます。

続きまして議案書 3 頁をお願い致します。議案第 3 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を

改正する法律が平成29年5月17日に公布、令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方公共団体に任用されている特別職非常勤職員、臨時的任用職員等の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設されます。

この会計年度任用職員には、1週間当たりの通常勤務時間が常時勤務する職員と比べて短時間であるパートタイム会計年度任用職員と、1週間当たりの通常勤務時間が常時勤務する職員と同一であるフルタイム会計年度任用職員が定められております。本案は、この法律改正を受けまして、本組合の関係条例の整備を行わせて頂くものでございます。

内容と致しましては、議案書4頁から8頁となりますが、第1条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、休職の期間を会計年度任用職員については地方公務員法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲と定めます。

第2条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、減給は、給料及びこれに対する地域手当の合計額に対して行いますが、パートタイム会計年度任用職員の場合は、これらに相当する報酬に対して行う旨定めます。

第3条は、南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の育児休業等に関する規定を定めます。

第4条は、南河内環境事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、フルタイム会計年度任用職員を公表の対象と致します。

第5条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員及び地方公務員法第22条の3に規定する臨時的任用職員の給与について定めるとともに、所要の文言修正を行うものでございます。

第6条は、単純労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正で、対象職員に地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員を追加し、所要の文言修正を行います。

第7条は、南河内環境事業組合職員旅費支給条例の一部改正で、旅費を支給する職員に会計年度任用職員を追加し、所要の文言修正を行います。

第 8 条は、職員の退職手当に関する条例の一部改正で、フルタイム会計年度任用職員及び臨時の職員に対する退職手当の支給について、規定の追加を行います。

なお、附則第 1 条では、施行日を規定するもので、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行致します。

第 2 条は経過措置を、第 3 条は南河内環境事業組合実費弁償条例について、所要の文言修正を行うものでございます。

議案第 3 号は、以上でございます。

続きまして議案書 9 頁をお願い致します。議案第 4 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 4 月 15 日に公布、同年 5 月 13 日に施行されたことに伴い成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等の権利に関する制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことなどが定められました。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年 6 月 14 日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部改正として地方公務員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人が削除されました。これらを踏まえ、地方公共団体については適切な条例等の整理を講ずるよう義務付けされたことから、所要の改正を行うものでございます。

その内容でございますが、議案書 10 頁をお願い致します。第 1 条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、条例第 29 条及び第 29 条の 2 並びに第 30 条において定める期末手当及び勤勉手当支給対象者について成年被後見人又は被保佐人の規定を削除するものでございます。

第 2 条は、職員の退職手当に関する条例の一部改正で、条例第 12 条にお

いて定める退職手当の支給制限を受ける者について成年被後見人又は被保佐人の規定を削除するものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は令和元年12月14日から施行致します。

議案第4号は以上でございます。

続きまして、議案書の11頁をお願い致します。議案第5号、南河内環境事業組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布、令和2年4月1日に施行されることを受けまして、本組合会計年度任用職員の給与その他の給付に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、内容と致しまして、議案書の12頁から17頁となりますが、第1条は会計年度任用職員の給与その他の給付に関して必要な事項を定めるという趣旨の条文でございます。

第2条では、会計年度任用職員を1週間の勤務時間数が正規職員と同一であるフルタイム会計年度任用職員と、1週間の勤務時間数が正規職員より短いパートタイム会計年度任用職員とに分け、それぞれの給与の種類を定めます。

第3条から第6条では、フルタイム会計年度任用職員の給料、職務の分類、職務の級等、給与の支給についてそれぞれ定めます。

第7条から第17条では、フルタイム会計年度任用職員に対する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、給与の減額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、勤務1時間当たりの給与額の算出、給与の端数処理、期末手当についてそれぞれ定めさせていただきます。

第18条から第27条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬、報酬の減額、超過勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、勤務1時間当たりの報酬額、報酬の端数処理、期末手当、報酬の支給、通勤に係る費用弁償、公務

のための旅行に係る費用弁償についてそれぞれ定めます。第28条は委任の規定でございます。

なお、附則と致しまして、第1条で、この条例は令和2年4月1日から施行することを、第2条は経過措置を定めるものでございます。

以上で、一括提案致しました4件の案件につきましての説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議の上、原案どおりご承認もしくは御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（三島克則君）

説明が終わりましたので、まず、承認第1号の質疑をお受け致します。

（質疑なし）

これをもって質疑を終結致します。

それでは、承認第1号についての討論に入ります。

（討論なし）

これをもって討論を終結致します。

これより、承認第1号を採決致します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号の質疑をお受け致します。

(質疑なし)

これをもって質疑を終結致します。

それでは、議案第3号についての討論に入ります。

(討論なし)

これをもって討論を終結致します。

これより、議案第3号を採決致します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の質疑をお受け致します。

(質疑なし)

これをもって質疑を終結致します。

それでは、議案第4号についての討論に入ります。

(討論なし)

これをもって討論を終結致します。

これより、議案第4号を採決致します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号の質疑をお受け致します。

(質疑なし)

これをもって質疑を終結致します。

それでは、議案第5号についての討論に入ります。

(討論なし)

これをもって討論を終結致します。

これより、議案第5号を採決致します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、南河内環境事業組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、監査報告第2号、例月出納検査の結果報告についてを議題と致します。

監査委員の報告を求めます。

奥田監査委員。

監査委員（奥田隆一君）

ただいま上程されました監査報告第2号、例月出納検査の結果報告について、私からご報告申し上げます。

令和元年度7月分から9月分の出納状況につきまして、各月分ごとに、それぞれ出納検査を実施致しましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありましたので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（三島克則君）

報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。

（質疑なし）

質疑がないようでございますので、本件については終結致します。

次の議事に入ります前に、議長を交代させていただきます。

（三島議長 議場より退席）

副議長（北 好雄君）

先般、三島克則議長より、本日をもって、議長を辞職したい旨の申し出がございましたので、議長に代わりまして副議長の私が議長の職務を行い、議事を進めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

それでは、日程第8、許可第1号、組合議会議長の辞職許可についてを議題と致します。

なお、地方自治法第117条の規定により三島克則議長が退席をされておりますので、ご了承願います。

お諮り致します。三島克則議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、三島克則議長の議長辞職を許可することに決しました。

三島克則議員の入場を求めます。

(三島議員入場、着席)

この際、三島克則議員より、退任の挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

三島議員。

3番議員（三島克則君）

議長退任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。昨年の8月、定例会におきまして、議員各位の皆様のご推挙によりまして、1年数ヶ月と少し短い期間ではありましたが、組合議会の運営を一生懸命頑張っていました。その中では皆様のご協力によりまして、研修等の申し合わせについて提案させて頂き、ご承認頂いたことも感謝申し上げます。ありがとうございました。短い期間ではございましたが、議員各位、理事者並びに職員の皆様には、温かいご支援とまたご協力を賜りまして、無事重責を果たすことができました。本当にありがとうございました。今後は一議員としまして、

組合議会の発展のために、精進をして参る所存でございますので、なお一層、皆様のご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、退任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

副議長（北 好雄君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮り致します。この際、組合議会議長の選挙を日程に追加し、直ちに議長選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、組合議会議長の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、組合議会議長の選挙を行います。その選出方法として、いかが取り計らいましょうか。

辰巳議員。

10番議員（辰巳真司君）

指名推選での選出をお願いしたいと思います。

副議長（北 好雄君）

お諮り致します。ただいま辰巳議員より発言がございましたように、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で議長を選出することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮り致します。議長において指名することに致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、組合議会議長に駄場中大介議員を指名致します。

お諮り致します。ただいま指名致しました駄場中大介議員を組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名致しました駄場中大介議員が組合議会議長に当選されました。

ただいま当選されました駄場中大介議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知致します。

それでは、駄場中大介議員より議長就任のご挨拶を承ります。

駄場中議長。

議長（駄場中大介君）

皆様のご同意を頂きまして、議長の大役を受けさせて頂くことになりました河内長野市選出の駄場中といたします。どうぞよろしくお願い致します。今、河内長野市は人口減少が非常に進んでおります。この先、大阪の中では、南河内が一番大きく人口が減ってくるだろうというふうに、推計もされております。そういった中で、各自治体に入ってくる収入も大変厳しくなってくる状況を迎えてくると思います。そういった中でのごみ行政の在り方というの

も、これから非常に問われてくると思いますし、先日議員研修でフェニックスのほうへ視察に行かせてもらったのですけれども、ここでは災害の時に、大きく被災されまして、灰が持ち込めなくなったと、同時にこの南河内環境事業組合でも、災害ごみでピットが、第1清掃工場も第2清掃工場もいっぱいになったということで、これから災害時のごみ行政の在り方も問われてくるのではないかな、というふうには思っております。いずれに致しましても、この南河内環境事業組合の議会が非常に活発な議論と、そして円滑な運営が進められますように、私微力ではありますが、頑張っ参りたいと思います。どうぞ皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

副議長（北 好雄君）

ありがとうございました。

これをもちまして、私の職務は終了致しました。不慣れな議事運営にもかかわらず、皆様方のご協力を賜りまして本当にありがとうございました。この席をお借り致しまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、駄場中議長と交代をさせていただきます。

（北副議長 議長に辞職願を提出し議場より退席）

議長（駄場中大介君）

それでは早速、議事を進めさせていただきます。

改めまして、皆さんご協力を、よろしくお願いを致します。

ただいま北好雄副議長より副議長の辞職願が提出されました。

お諮り致します。この際、組合議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、組合議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、組合議会副議長の辞職許可についてを議題と致します。

なお、地方自治法第117条の規定により北好雄副議長が退席をされておりますので、ご了承願います。

お諮り致します。北好雄副議長の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、北好雄副議長の副議長辞職を許可することに決しました。

北好雄議員の入場を求めます。

(北議員入場、着席)

この際、北好雄議員より退任の挨拶の申し出がありますので、これを許します。

北議員。

6 番議員 (北 好雄君)

一言ご挨拶を申し上げます。本年8月、定例会におきまして、皆様のご推挙により、副議長に就任させて頂きました。短い期間ではございますが、皆様の温かいご支援とご協力により、大過なく務めさせて頂くことができました。謹んでお礼を申し上げます。今後は、一議員として、組合の発展のために尽力する所存でございますので、変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い致します。簡単ではございますが、退任の挨拶とさせて頂きます。ど

うもありがとうございました。

議長（駄場中大介君）

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮り致します。この際、組合議会副議長の選挙を日程に追加し、直ちに副議長選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、組合議会副議長の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、組合議会副議長の選挙を行います。お諮り致します。その選出方法として、いかが取り計らいましょうか。

辰巳議員。

10番議員（辰巳真司君）

さきほどの議長の選出と同様に、指名推選での選出をお願い致します。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございます。お諮り致します。ただいま辰巳議員より発言がございましたように、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で副議長を選出することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮り致します。議長において指名することに致したいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、組合議会副議長に浅岡幸晴議員を指名致します。

お諮り致します。ただいま指名致しました浅岡幸晴議員を組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名致しました浅岡幸晴議員が組合議会副議長に当選されました。

ただいま当選されました浅岡幸晴議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知致します。

それでは、浅岡幸晴議員より副議長就任のご挨拶を承ります。

浅岡副議長。

副議長（浅岡幸晴君）

一言ご挨拶を申し上げます。ただいま皆様よりご同意頂きまして、副議長に就任させて頂くことになりました河南町選出の浅岡でございます。微力ではございますが、精一杯議長を補佐し、御組合の発展、組合議会の発展に、全力を尽くす所存でございますので、議員各位、理事者、職員共々、今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。就任の挨拶とさせて頂きます。どうぞよろしくお願いを致します。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございました。

それでは、次の日程第9、同意案第3号、南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定によりまして、浦尾雅文議員の退席を求めます。

(浦尾議員、議場を退席)

それでは、提案理由の説明を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美君）

ただいま上程されました同意案第3号、南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本組合監査委員の奥田隆一氏、浦尾雅文氏には、ご就任以来、多大なるご尽力を賜っておりますが、このたび、両氏より退任の申し出がございます。

その後任につきまして、識見を有する者から選任する監査委員として、千早赤阪村の清井浩氏を新たに選任致したく、また、議会選出の監査委員につきましては、引き続き河内長野市議会選出の浦尾雅文氏を選任致したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、ご同意頂く方々につきましては、人格・識見とも卓越し、公正不偏の立場を保持する監査委員として適任と考えております。

それぞれのご住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（駄場中大臣君）

説明が終わりました。

それでは、本案についてのご質問、ご意見あわせて承ります。

(質問等なし)

ないようでございますので、これより、同意案第3号を採決致します。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号、南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

浦尾雅文議員の入場を求めます。

また、ただいまの同意に伴い、清井新監査委員より挨拶の申し出がございますので、清井氏の入場を求めます。

(浦尾議員、清井氏入場、着席)

それでは、はじめに、これまでご労苦をお掛け致しました前監査委員の奥田隆一氏よりご挨拶を頂きます。

奥田前監査委員。

前監査委員(奥田隆一君)

退任にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方のご賛同によりまして、当組合の監査委員に就任致しまして2年間、大過なく職責を全うすることができました。これもひとえに、議員の皆様方並びに理事者、事務局の皆様方のご支援の賜物と深く感謝しております。本当にありがとうございました。当組合の益々のご発展と皆様方の更なるご活躍を祈念致しまして、簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがと

うございました。

議長（駄場中大臣君）

奥田前監査委員におかれましては、本当にご苦労さまでございました。
続きまして、新監査委員よりご挨拶を頂きます。
清井浩監査委員。

監査委員（清井 浩君）

千早赤阪村の清井と申します。このたび、議会の同意を頂きまして、監査委員に選任されました。不慣れではございますが、皆様方のご指導を頂きまして、大過なく責務を全うして参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

議長（駄場中大臣君）

続きまして、浦尾雅文監査委員よりご挨拶を頂きます。

5番議員（浦尾雅文君）

ただいま監査委員選任のご同意を賜りまして、心より感謝申し上げます。
今後も組合監査委員として、厳正・公平に職務を全うしていく所存でございますので、議員の皆様方、理事者、職員の皆様方のご協力を頂きまして、はなはだ簡単でございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（駄場中大臣君）

どうもありがとうございました。
これをもちまして、本日の日程はすべて終了致しました。
それでは、閉会にあたり、管理者よりご挨拶を頂きます。
吉村管理者。

管理者（吉村善美君）

それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、提案させて頂きました案件につきまして、慎重にご審議を頂き、ご賛同を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、今議会は、新たに正副議長を決めて頂く重要な議会でした。駄場中議長、浅岡副議長におかれましては、その豊富な経験と高い識見を遺憾なく発揮して頂き、円滑な議会運営にご尽力頂きますようお願い申し上げます。また、ご退任されます議長をはじめ各役員の皆様には、この間、多大なご尽力を賜りましたことに御礼申し上げたいと思います。

さて、本組合が行っております、ごみ処理、し尿処理は、住民生活にとって、必要不可欠なものであり、一日たりとも気を抜くことのできない、重要な責務がございます。このことを念頭におきまして、引き続き、安心・安全な施設運営に努めて参りますので、議員各位におかれましては、益々のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（駄場中大介君）

ありがとうございました。閉会にあたり、私からもご挨拶を申し上げます。

本日は、皆様、大変ご協力を頂きまして本当にありがとうございました。

今後とも、浅岡副議長と一緒に、円滑な議会運営、活発な議会審議ができるよう努めて参りたいと思いますので、どうか皆さん、お力を貸して頂けたらと思います。ありがとうございました。

それでは、これもちまして令和元年第1回南河内環境事業組合議会臨時会を閉会致します。

（閉会 午後2時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 駄場中 大介

前 議 長 三島 克則

前副議長 北 好雄

議 員 奥村 亮

議 員 浦尾 雅文